

# 仕様書

## 1 概要

### (1) 購入件名及び数量

- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力
- ③ 長崎県県北地区で使用する電力
- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力
- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力

(2) 需要場所 別表1「入札対象施設一覧」のとおり

(3) 用途 別表1「入札対象施設一覧」のとおり

(4) 現契約先 別表1「入札対象施設一覧」のとおり

## 2 供給条件

### (1) 対象施設

- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力
- ③ 長崎県県北地区で使用する電力
- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力

#### 【電力供給条件】

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	6,000V
ウ 計量電圧	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電方式
カ 常用自家発電設備	別表2「各施設の電気設備状況等一覧」のとおり
キ 蓄熱設備	別表2「各施設の電気設備状況等一覧」のとおり

### (2) 対象施設

- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力

#### 【電力供給条件】

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	20,000V
ウ 計量電圧	20,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	3回線スポットネットワーク受電方式
カ 受電設備の特高トランス総容量	4,500kVA
キ コンデンサ取付容量	2,976kvar (行政棟 636kvar 警察棟 2,340kvar)
ク 常用自家発電設備	無し
ケ 蓄熱設備・電化空調設備	有り
コ 電化厨房設備	有り

## 3 仕様

### (1) 予定契約電力及び予定使用電力量

#### ア 予定契約電力(各入札対象施設の合計)

- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力 1,120kW
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力 899kW
- ③ 長崎県県北地区で使用する電力 874kW
- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力 523kW
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力 830kW
- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力 2,100kW
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力 337kW

(入札対象施設毎の内訳は、別表2及び3のとおり)

イ 予定使用電力量（各入札対象施設の合計）

① 長崎県長崎地区1で使用する電力	1,572,000 kWh
② 長崎県長崎地区2で使用する電力	2,253,000 kWh
③ 長崎県県北地区で使用する電力	1,648,800 kWh
④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力	873,400 kWh
⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力	2,418,200 kWh
⑥ 長崎県庁舎で使用する電力	8,179,200 kWh
⑦ 長崎県五島地区で使用する電力	462,700 kWh

（入札対象施設毎の内訳は、別表2及び3のとおり）

ウ 入札対象施設毎の入札見積条件（予定契約電力・予定力率・予定使用電力量）の月別内訳は、別表3のとおりである。

エ 各入札対象施設の令和5年4月から令和6年3月までの月別の契約電力及び使用電力量実績（参考値）は、別表4のとおりである。

(2) 供給期間 令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで

(3) 需要地点・計量地点・保安責任分界点・財産分界点  
別表2「各施設の電気設備状況等一覧」のとおり

(4) その他

ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、全施設において特に有していない。

イ 下記の2施設については、令和6年から施設で使用する電力のうち一部を新設の太陽光発電設備から供給している。

- ① 長崎県長崎地区2で使用する電力（5月から）  
長崎こども・女性・障害者支援センター : 発電容量 44.1kW
- ② 長崎県県北地区で使用する電力（9月から）  
窯業技術センター : 発電容量 76.5kW

#### 4 その他

(1) 力率変動及びその他の要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのない供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件（最新版）並びに選択供給条件に準ずる。  
なお、入札金額の算定・電気料金総額内訳書の作成に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(2) 購入件名

- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力
- ③ 長崎県県北地区で使用する電力
- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力

について、予定契約電力は令和6年3月時点での契約電力としているため、将来の最大需用電力を示すものではない。

(3) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特高・高圧供給需要に対して定める標準供給条件によるものとする。

(4) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

(5) 予定力率・予定使用電力量は、使用状況等により左右されるものであるため、将来の需給を示すものではない。

(6) 電気料金の請求先は別表1「入札対象施設一覧」に掲げる各施設の長とし、各施設あて送付すること。  
なお、請求にあたっては月毎の使用実績の明細（最大需要電力、使用電力量等）が確認できる電気料金内訳明細書を添付すること。

(7) 各施設の月別契約電力・最大需要電力・力率・月別使用電力量及び料金算定時間帯毎の使用量を別表4の様式にて毎月データ報告を当該調達契約に関する事務を担当する部局へ請求書とは別に行うこと（内容が網羅されていれば、独自様式でも可）。